

平成七年政令第四百三十八号

国際機関等に派遣される防衛省の職員

内閣は、国際機関等に派遣される防衛庁の職員

(派遣から除外する職員)

第一条 国際機関等に派遣される防衛省の職員

二 臨時的に任用されている職員

三 条件付採用期間中の職員

四 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生

五 任期を定めて任用されている常勤の職員

六 自衛隊法第四十四条の三第一項又は第四十

七 休職者

八 停職者

九 国際連合平和維持活動等に対する協力に

十 国と民間企業との間の人事交流に関する法

律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十

項の規定により交流派遣されている職員

(派遣先機関等)

第二条 法第二号第一項第三号に規定する政令

一 我が国が締結した条約その他の国際約束に

二 外国の地方公共団体の機関

三 外国の学校、研究所又は病院(法第二号第

一項第二号及び前号に掲げるものを除く。)

2 法第二号第二項ただし書に規定する政令で定

3 法第二号第二項第七号に規定する政令で定め

一 千九百九十九年十二月十七日の国際連合安

二 前号に掲げる業務の遂行に必要な交渉若し

三 前二号に掲げる業務の管理

第三条 法第二号第一項の規定により派遣され

2 前項の規定は、当該官職を他の職員をもつて

第四条 法第二号第一項の規定による派遣の期

2 前項の期間は、派遣職員の同意を得て、これ

第五条 派遣職員には、防衛大臣の定めるところ

2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給

3 第一項の規定による給与は、職員の収入によ

第六条 法第六号第二項に規定する平均給与額

2 防衛省の職員に給与等に関する法律(昭和二

3 前二項の規定によつて計算した平均給与額に

4 前二項の規定により平均給与額を計算するこ

第七条 防衛大臣又は防衛装備庁長官は、法の

附則 (施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(平成八年一月一

2 イラク人道復興支援等手当が支給される者に

係る第六号第二項の規定の適用については、同

項中「同項ただし書」とあるのは「イラクにお

ける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の

実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百

三十七号)第十五条の規定により読み替えて適

用する同項ただし書」と、「及び国際平和協力

手当」とあるのは、「国際平和協力手当及びイ

ラク人道復興支援等手当」とする。

附則 (平成九年二月一日政令第三

五十一号)抄

この政令は、公布の日から施行する。た

を「第十八条の二第一項」に改める部分を除

十二條の五の改正規定(同条第一項中「第十八

条の二」を「第十八条の二第一項」に改める部

定、第十二条の四の次に一条を加える改正規

定、第十七条の十、第二十四条及び別表第五の

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年七月一九日政令第三

八八号)抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一三年二月七日政令第二七

号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一三年一月二八日政令第

三六五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年二月二五日政令第

五四三号)抄

この政令は、平成十八年四月一日(以下

「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成一八年九月一五日政令第二

九六号)

この政令は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年九月二十日）から施行する。

附則（平成一九年一月四日政令第三号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附則（平成一九年三月二日政令第五七号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一九年八月二〇日政令第二七〇号）

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

附則（平成二二年五月二九日政令第一四三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年七月一七日政令第一八六号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二二年七月二四日政令第一八九号）

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年八月一日）から施行する。

附則（平成二二年一月二〇日政令第二六五号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年三月二十六日）から施行する。

ただし、第一条の規定、第二条中自衛隊法施行令第六十一条及び第六十二条の改正規定、第三条の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第三条第一項、第六条第一項及び第六条の二第一項の改正規定を除く。）及び第四条から第十条までの規定は、同年四月一日から施行する。

附則（平成二二年一〇月一日政令第二〇八号）  
（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（防衛大臣が定める職員を除く。）に係る施行日における改正後の第五条第一項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、施行日の前日における改正前の第五条第一項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の第五条第一項の規定による給与の支給割合とする。

- 一 施行日から平成二十三年九月三十日までの期間 百分の百
- 二 平成二十三年十月一日から平成二十四年九月三十日までの期間 百分の七十
- 三 平成二十四年十月一日から平成二十五年九月三十日までの期間 百分の四十

3 施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員（防衛大臣が定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における改正後の第五条第一項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、これらの日において改正前の第五条第一項の規定を適用したとした場合における同項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の第五条第一項の規定による給与の支給割合とする。

- 一 施行日から平成二十三年九月三十日までの期間 百分の百
- 二 平成二十三年十月一日から平成二十四年九月三十日までの期間 百分の七十
- 三 平成二十四年十月一日から平成二十五年九月三十日までの期間 百分の四十

附則（平成二五年一月二二日政令第三五六号）  
この政令は、自衛隊法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附則（平成二六年五月二九日政令第一九五号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

（処分等の効力）

第四条 この政令の施行前にこの政令による改正前のそれぞれの政令（次条において「旧政令」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この政令による改正後のそれぞれの政令（以下この条及び次条において「新政令」という。）の規定に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の相当の規定によつてしたものとみなす。

（命令の効力）

第五条 この政令の施行の際に効力を有する旧政令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新政令の規定により内閣官房令で定めべき事項を定めているものは、別段の定めがあるものを除き、この政令の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

附則（平成二七年九月一八日政令第三三四号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。

附則（平成二八年三月二五日政令第八四号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。

附則（平成三〇年一月二七日政令第三五二号）

この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。